

# 2010 年度 学会奨励賞 選考結果と受賞の言葉

## 第 12 回学会奨励賞授賞理由

---

学会奨励賞選考委員長 宮澤節生

奨励賞論文部門受賞作・山田恵子著「リアリティとしての法と心理：法律相談を素材として」は 100 頁近い力作であり、第 1 章「『法化社会』と『心理学化する社会』の相互浸透・相互拡大」、第 2 章「法学の知・心理学の知・実践知」、第 3 章「資源／課題としての法と心理」、第 4 章「おわりにかえてーリアリティとしての法と心理研究に向けて」という 4 部構成からなる。自己の調査を踏まえて独自の視点を展開するのは第 3 章である。

著者によれば、近年の「心理学化する社会」の進展に伴って、「法」もまた「心理」への応答要求に曝されている。著者の研究関心は、「法」と「心理」が錯綜する状況を「当事者の視点」から検討し、①「もめごと」に直面した人々が自己の問題状況をいかにして「法」や「心理」の「問題」として呈示し、両者をいかなる仕方で関連づけ、組織化していくのかを検討することによって、「法」と「心理」が連関する仕方を解明するとともに、②その過程において法学的体系知識・規範ないし心理学的体系知識・規範がいかなる諸帰結をもたらすかという問題に取り組むことである。このような研究関心から、著者は、当然にエスノメソドロジーの視点を採用する。エスノメソドロジーは、「社会的行為者が相互に理解可能な仕方で社会的相互行為に従事するさいの方法＝手続＝実践を解明するもの」だからである。著者が自己の研究関心を追求するために取り上げるのは、相談者と弁護士が対面で相互行為を行う「法律相談」である。法律相談に関しては、近年「リーガル・カウンセリング論」の膨大な研究蓄積がある。著者は、「リーガル・カウンセリング論」の具体例として、菅原郁夫教授、和田仁孝教授、および治療的法学の主張を取り上げ、批判的検討を行う。

著者によれば、菅原教授の主張は、カウンセリング技法の適用によって情報収集した後に法学的応答を配置する「段階論」であって、「心理」と「法」の連関性を問題化することができず、「心理的言説」と「法的言説」の分裂を帰結すると批判する。和田教授は、「弁護士の本来的職務そのものが、実は心理的援助の過程にもなっている」として、「法」と「心理」の「融合論」を展開しているが、弁護士の「抑圧性」「権力性」を理論的前提とするために、法律相談過程の社会学的解明を行わないままカウンセリング技法を導入するという点で一面的であると批判する。

著者が最もスペースを割いて検討するのは治療的法学である。「法」は必然的に治療的あるいは反治療的な効果を対象者に及ぼすと考える治療的法学は、弁護士が心理学的・医学知識によって問題を判断

し、問題に対してより治療的な法的戦略を採用するという「判断論」であるが、それは、心理学的・医学的知識に対する素朴な信念に基づくものであると同時に、「正義」や「適正手続」といった法的価値と抵触しないかぎりでも適用されるという制限を置くことによって、「相談者の真の主張」と「法規範」が対立する場面での調整原理になりえないと批判する。そして、著者は、これら3つの「リーガル・カウンセリング論」はすべて、当事者が「法」と「心理」を調整する仕方については暗黙の前提を置くのみで、それ自体を検討することがないので、当事者の「ために」心理学の知と協働すればするほど「当事者の実践」から離れ、「当事者の視点」が隠蔽されていくと批判する。

現在の「リーガル・カウンセリング論」をこのように批判する著者は、自分が観察したある法律相談事例から5つの会話断片を取り上げ、相談者と弁護士の現実の相互作用において「心理」と「法」がどのように言及され、どのような帰結をもたらすかを分析する。この部分が、本論文の最もオリジナルな部分である。

その結論は、以下の5点に要約できるであろう。①「法律相談活動」は発話の連鎖であって、ある発話の意味は具体的条件に依存するから、弁護士の一定の行為を一定の段階で要求することは不適切である。②法律相談の従事者は、先行発話に制約されつつも、その制約を更新する仕方、「了解」と「働きかけ」、「同意のコンテキスト」と「対立のコンテキスト」を同時に形成しているから、「聴く」技法に傾倒することは不適切である。③法律相談過程で問題化されるのは、「法的世界」と「日常の世界」の対立ではなく、「誰がリアリティの適切な認識主体か」をめぐる対立であるから、法律相談過程を「法／日常」という二分法で説明するのは不適切である。④法律相談過程における「法」や「心理」は、行為を動機づける機能を有しているのではなく、「共通リアリティ」つまり共通に受け入れるべき事実認識の構成に向けて動員される「資源」あるいは「課題」として機能しているのであって、「法」と「心理」の連関は「概念的」なものではなく「実践的」なものである。⑤当事者は「法」が備えているものと考えた合理性を「リアリティの資源」として用いるので、「法」の合理性は再帰的に作り出されていくことになる。

このように論じた著者は、最後に以下の3点を課題として提示する。①「心理学の技法」を用いた法律相談を分析する必要がある。②「会話断片」ではなく、時間的序列に順じた分析や、「発話連鎖」ではなく「相談活動連鎖」とでも言うべき全体を分析する必要がある。③ADR、裁判など、「法律相談」以外の司法領域を分析する必要がある。

このように、「法」と「心理」の交錯を現実の法過程を踏まえて分析すべきだという主張を、小規模ではあれ実行し、研究の端緒的段階で批判可能な形で呈示した著者の努力と決意は、若手研究者の研究態度として高く評価すべきものであり、今後の研究を大いに期待させるものであって、奨励賞に十分値するものである。

もちろん、問題点を指摘することは容易である。著者自身が認めているように、実証分析の対象となった観察は合計80分ほどにすぎず、エスノメソドロジーの立場から見た場合、「会話分析」は断片的

すぎて「会話分析」の方法を忠実に採用したものとなっておらず、会話の解釈は呈示されたデータ自体からは導出されない知見を利用して行われているという問題は、おそらく重大なものであろう。実際、会話において、いつ、どのような形で「法」と「心理」が言及されたのかという解釈は、やや恣意的な印象を受けないではない。

また、これも著者自身が認めているように、菅原教授や和田教授としては、自己のモデルに従った法律相談実務を分析してから批判してほしいという気持ちになるのではないか。さらに、川島武宜博士の法意識論が社会心理学と無関係であったかなような主張を含む、「リーガル・カウンセリング論」以前の学問状況に関する整理は、あまりにも図式的ではないかという批判もありうるし、より外在的には、そもそも研究者によって構成的に秩序化されない現実の提示を目指すということ自体、楽観的にすぎるのではないかという評価もありえよう。

しかし、大胆に自己の視点を提示し、その実行に取り組むという姿勢は若手研究者のあり方として好ましいものであって、奨励賞に値するものであると評価する。

## 受賞の言葉

---

### 受賞の言葉——第12回 学会奨励賞（論文部門） 山田恵子（京都女子大学）

この度は、拙稿「リアリティとしての法と心理—法律相談を素材として—」に対し、学会奨励賞の栄誉を賜りましたこと、大変光栄に存じます。まずは、学会奨励賞選考委員の諸先生方に、深く御礼申し上げます。

本論文は、近時有力に主張されている「リーガル・カウンセリング（LC）」の諸理論を「エスノメソドロジー（EM）」の観点から批判的に検討したうえで、法律相談の会話データを基に、「法」と「心理・感情」の実践的連関について若干の実証的分析を試みたものでございます。具体的には、「法」と「心理・感情」の相互調整を主要課題とするポストモダン以降の法社会学理論、とりわけLC論の代表的諸議論が、いずれも、両者を相互調整的なものとして組織化する実践的当事者（相談者、弁護士）の「方法論」について、十全な社会学的解明をなさないまま理論化の前提に密輸入していること、加えて、それら諸議論が上述の課題を「心理・感情」を研究対象とする学知（臨床心理学等）の外的挿入によって達成できるとする単純な想定に依拠し、かかる方法論に基づく法律相談の改善（＝内的発展）を理論外部に放逐したこと、その結果、当事者志向のLC論が実際には当事者の視点を抑圧・隠蔽するアイロニカルな帰結を導いていること、これらを、EMの構築的分析に対する批判を参照しつつ指摘いたしました。さらに同論文では、上記「方法論」の準備的解明といたしまして、会話分析の手法を用い、法、心理およびその連関が、相談者・弁護士間の共通リアリティ構成に向けた資源、課題であることを経験的に明らかにしています。

同論文においては、法、心理の概念（位置づけ）および両者の連関メカニズムに関する理論的・経験的把握が極めて不十分なこともあり、理論面と実証面の接合に多くの難点を抱えおります。また、法と心理の相互調整を可能にする実践的基盤（制度的文脈）への視点、分析を欠如させており、法社会学的研究として極めて不満足なものとなっております。このような未熟な研究に法社会学のアイデンティティの一端を読みとって頂き、本学会からの評価を頂きましたことは、望外の喜びであると同時に気の引き締まる思いでございます。本賞を励みに、より反省的かつ意欲的に、研究に邁進して参りたいと存じます。

最後になりましたが、博士後期課程より、本論文が誕生する契機となりました研究視角、「EM」をご教示くださったばかりでなく、法社会学の学問的魅力を凝縮したかのような「破壊的」かつ「根源的」研究を常に一まさに **observable** な形で一お示しになることで、日々、法社会学者としての目標を与えてくださった榎村志郎教授のご指導に心より感謝申し上げます。また、EMに依拠する私の研究営為に対し、時に批判的な視点から叱咤激励くださった高橋裕教授と馬場健一教授、さらには、修士課程時代に懇親丁寧にご指導くださった江口厚仁教授と学部時代より薫陶を受けさせて頂いている和田仁孝教授に、この場を借りて厚く御礼申し上げたいと思います。本研究を進めていく過程で、土屋明広准教授、中西淑美准教授をはじめとする九州大学大学院および神戸大学大学院時代の諸先輩・後輩の皆様から頂戴したご意見、批判、励ましに幾度となく勇気づけられたことも、言うに及びません。ここに記して、感謝申し上げる次第です。これまでの研究生活の中で出会った全ての方々への御礼に代えて、尚一層「破壊的」かつ「根源的」な研究を生み出していけるよう研鑽を積んでいく所存でございますので、今後とも変わらぬご指導・ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。この度は、本当に有難うございました。